平成２７年（フ）第４３号
広島県尾道市長江１丁目22番３号
債務者　神原　照代
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４９号
広島県尾道市向島町5913番地１
債務者　小川　己喜（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１０６号
広島県福山市箕島町5816番地121
債務者　井上　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１０９号
広島県福山市水呑町4511番地　水呑三新田80－３クレールＡ104
債務者　岡本　美香
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１０号
愛媛県今治市鯉池町２丁目１番36号　鯉池東団地Ａ２－402号、前住所愛媛県今治市北鳥生町４丁目４番16号、前々住所香川県小豆郡小豆島町蒲野1837番地１
債務者　水本　祐子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３５５号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目17番13号第一湯川荘103号室
債務者　瀧　絵里子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８号
青森県北津軽郡板柳町大字大俵字和田279番地１
債務者　宮崎　和人
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原450番地の２Ｔ・Ｋハイム１－Ｃ
債務者　山内　舞子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６号
岐阜県美濃加茂市川合町１丁目４番20号　サンライズＡ101号室
債務者　岸　　貴一
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２３６号
名古屋市中川区長須賀２丁目1705番地　バンベール伏屋505号
債務者　小野田久美子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２３号
愛知県知多市八幡新町２丁目８番地の２　グランドール清水苑２Ｃ、従前の住所名古屋市港区東蟹田916番地の１　フォレスティ21　102号
債務者　大鹿まどか
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２７号
北海道江別市野幌美幸町17番地の８　Ｔ－プレミア102号室
債務者　岡田　義昭
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４４号
札幌市豊平区月寒西５条７丁目１番15－406号
債務者　森本　幸枝（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９２２号
札幌市東区北33条東15丁目２番16－504号
債務者　川村真貴子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５６号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番23－504号
債務者　米澤　　薫
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８３号
札幌市白石区栄通20丁目７番５－203号
債務者　駒井　由香
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９０号
北海道北広島市新富町西２丁目１番地２　ビアンロジュマン101号
債務者　加藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部